

青森県報

号外第十八号

平成十四年三月二十五日(月曜日)

目次

規則

- 旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
- 医療法施行細則を廃止する規則……………(健康医療課) ……二

公安委員会

- 青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(企画課) ……二
- 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……三

規則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木村守男

青森県規則第十四号

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則(昭和三十二年十二月青森県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

医療職給料表(三)	
7級	
6級	
5級の3号給以上	
5級の1号給及び2号給	
4級	
3級の3号給以上	
3級の1号給及び2号給	
2級の9号給以上	
2級の8号給以下	
1級の7号給以上	
1級の6号給以下	

を

研究員給料表	
1号給から3号給まで	
2号給	
1号給	

医療職給料表 (三)	第一号任期付研究員 給料表
	6号給
7級	4号給及び5号給
6級	3号給
5級の3号給以上	2号給
5級の1号給及び 2号給	1号給
4級	
3級の3号給以上	
3級の1号給及び 2号給 2級の9号給以上	
2級の8号給以下 1級の7号給以上	
1級の6号給以下	

に改め、同表の

備考中3を4とし、2の次に3として次のように加える。

3 第一号任期付研究員給料表とは任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年12月青森県条例第68号)第5条第1項に規定する給料表をいい、第二号任期付研究員給料表とは同条例第2項に規定する給料表をいう。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

医療法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十五号

医療法施行細則を廃止する規則

医療法施行細則(昭和四十九年三月青森県規則第十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の三中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 ハイテク犯罪技術対策に関すること。

第九条第三号を次のように改める。

三 風俗営業等に関すること(生活保安課の所掌に属するものを除く)。

第九条第七号を次のように改める。

七 児童虐待及び配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

第九条中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 鉄砲、刀剣類等に関すること(生活保安課の所掌に属するものを除く)。

十 火薬類、高圧ガス、放射性物質その他の危険物に関すること(生活保安課の所掌に属するものを除く)。

第十条の四第一号中「鉄砲、刀剣類等」を「けん銃その他の鉄砲、刀剣類等の取締り」に改め、同条第二号中「危険物」を「危険物の取締り」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 風俗関係事犯の取締りに関すること。

九 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

第十三条中「五課」を「四課」に、「運転免許管理課」を「運転免許試験課」に改める。

第十五条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十五条の三を次のように改める。

(運転免許課)

第十五条の三 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 運転免許に関する企画、調査等に関すること。
- 二 運転免許及び運転免許試験に関すること。
- 三 運転免許の取消し、停止等に関すること。
- 四 運転者の講習に関すること。
- 五 自動車教習所に関すること。
- 六 運転免許課及び交通機動隊が主として使用する施設（青森県運転免許センター）という。）の管理に関すること。

第十五条の四を削り、第十五条の五を第十五条の四とし、第十五条の六を第十五条の五とする。

第二十一条を削り、第二十条の二を第二十一条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(監察官等)

第二十条の二 警務部に首席監察官及び監察官を置き、首席監察官には警視正又は警視、監察官には警視をもつて充てる。

2 首席監察官は、上司の命を受け、監察に関する重要な事務について整理統括する。

3 監察官は、首席監察官の命を受け、監察に関する事務に従事する。

第二十五条中「首席参事官」を「本部長の指名する首席参事官又は参事官」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(運転適性検査業務取扱規則の一部改正)

2 運転適性検査業務取扱規則(昭和四十二年二月青森県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改める。

第二条中「行う」を「運転免許課が行う」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条中「運転免許管理課長(以下「管理課長」という。)(以下「試験課長」という。)(以下「試験課長」という。)」を「運転免許課長」に改める。

第六条第三項中「管理課長」を「運転免許課長」に、「掲げる官公庁等で運転免許

を取得している者」を「該当する者」に改め、同条第四項を削る。

第七条第一項中「管理課長」を「運転免許課長」に改め、同条第二項中「管理課長」を「運転免許課長」に改め、「運転免許を取得している者に係る」を削り、同条第三項を削る。

第九条第一項中「管理課長」を「運転免許課長」に改め、同条第三項中「管理課長及び試験課長」を「運転免許課長」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第六号中「~~福井県~~」を「~~福井県~~」に改める。

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

青森県公安委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第四号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

「青森市新町一丁目二番一号」を「青森市新町一丁目二番三号

」に、「青森市緑町二丁目六番一一」を「青森市緑町青森市大字平新田字池上一番二二二」を「青森市大字

二丁目六番地一一
平新田字池上一番地二二二」に、

平賀交番	南津軽郡平賀町大字柏地二二二号
大鰐駅前交番	南津軽郡大鰐町大字大
藤崎交番	南津軽郡藤崎町大字西の一〇

木町字藤山二九番	平賀交番	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山二地二二
鰐字前田番外地	大鰐駅前交番	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田三四二〇
豊田二丁目一番地	藤崎交番	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目一〇

九番
に、
弘前市大字元寺町一番地の五
弘前市大字中野一丁目一番地の二
弘前市大字青山二丁目一番地の四
弘前市大字城東中央五丁目五番一

を
弘前市大字元寺町
弘前市大字中野一
弘前市大字青山二
弘前市大字城東中

一番地五
丁目一番地一
丁目二番地四
央五丁目五番地一

に、
一五所川原市字東町一九番地九

を
一

五所川原市字東町九番地五

に、
十和田市西二一番町五〇番二九
三沢市本町二丁目九四番三号

を
十和田市西十一番町五〇番二九号
三沢市本町二丁目九四番地三号

に、
八戸市大字鮫
八戸市大字湊
八戸市大字尻

町字持越沢一五番地の二号
町字大沢二七番地
内町字館田二番地の二号

を
八戸市大字鮫町字持越沢一五番地一
八戸市大字湊町字大沢二七番地三五
八戸市大字尻内町字館田二番地二

に、
一八戸市大字白銀町字三島上三九番地の二一
一八戸市大字白銀町字三島上三九番地一

に、
下長交番
階上交番

八戸市下長二丁目二番一〇号
三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠二番地の

を
階上交番
八戸市下長二丁目二番一八号
三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠二番地二
に改める。

別表第二中

青森市大字新城字平岡一七七番地の二
青森市大字浜館字見取七番地
青森市大字横内字亀井二二三の二
青森市大字荒川字柴田一六〇番地六
青森市大字高田字川瀬二二四番地の二

を
青森市大字新城字平岡一七七
青森市浜館一丁目五番地四六
青森市大字横内字亀井二二三二
青森市大字荒川字柴田一六〇
青森市大字高田字川瀬二二四

番地一
番地二
番地三
番地二

に、
青森市松森二丁目八六番地一
青森市大字三内字稲元二二二番地の二

を
青森市松
青森市大

森二丁目一三番七号
字三内字稲元二二二番地一
字浅所字浅所七番地九

に、
浅所警察官駐在所
東津軽郡平内町大

を
浅所警察官駐在所
東津軽郡平内町大字浅所字浅

東津軽郡平内町大字山口字後田四の二
東津軽郡平内町大字清水川字道果一八番
地二二

を
東津軽
地二二

郡平内町大字山口字後田四番地二
郡平内町大字清水川字道果一八番

に、
南津軽郡浪岡町大字下十川字村元九番
の二五号
南津軽郡常盤村大字榊字亀田二番地四

を
南津軽郡浪岡町大字下十川字村元九番地
三
南津軽郡常盤村大字榊字亀田二番地四二

に、
南津軽郡浪岡町大字
地の二

本郷字松元一〇六番

を
南津軽郡浪岡町大字本郷字松元一〇六番
地二

に、
に、

南津軽郡平賀町大字松崎字亀井二番地の五

を

五

南津軽郡平賀町大字松崎字亀井二番地

二番地

に、

南津軽郡平賀町大字町居字南田三七番地
二番地
黒石市大字花巻字下村平二四番地の七
黒石市大字飛内字飛内二番地の二
黒石市大字温湯字竹原六の三
南津軽郡尾上町大字日沼字高田一〇四番地の一

を

南津軽郡平賀町大字町居字南田三七番地
二番地
黒石市大字花巻字下村平二四番地の七
黒石市大字飛内字飛内二番地の二
黒石市大字温湯字竹原六の三
南津軽郡尾上町大字日沼字高田一〇四番地の一

町大字町居字南田三七番地

巻字下村平二四番地七

内字飛内二番地一

湯字竹原六番地三

町大字日沼字高田一〇四番

に、

南津軽郡田舎館村大字畑中宇上野七六番地の一八
南津軽郡平賀町大字唐竹字堀台二七番地の二号先
南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野四七番地の一
南津軽郡大鰐町大字長峰字九十九森九七番地の一七号
南津軽郡大鰐町大字八幡館字豊田八番地二七
南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字山神堂一二三番地の二
弘前市大字石川字石川三一番地の二

を

南津軽郡田舎館村大字畑中宇上野七六番地一八

南津軽郡平賀町大字唐竹字堀台二七番地二

南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野四七番地一

南津軽郡大鰐町大字長峰字九十九森九五番地三

南津軽郡大鰐町大字八幡館字豊田八番地

に、

駒越警察官駐在所
相馬警察官駐在所

中津軽地
の九
中津軽

二七
南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字山神堂一二三番地二
弘前市大字石川字石川三一番地一二

郡岩木町大字熊島字豊田二九七番

郡相馬村大字五所字野沢四七番地

字熊島字豊田二九七番

字五所字野沢四七番地

中津軽郡西目屋村大字田代字神田二四四番地八

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

駒越警察官駐在所

相馬警察官駐在所

中津軽郡岩木町大字九

中津軽郡相馬村大字一

中津軽郡西目屋村大字田代字神田二四四番地八号

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

弘前市大字高杉字阿部野四二九番地

弘前市大字折笠字法立堂三番地一

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

を

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

北津軽郡鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇番地二
五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六番五号
五所川原市大字川山字森内三七番地六

五所川原市大字毘沙門字西中久保三番二
号
二 五所川原市大字毘沙門字西中

一本柳一五
「梅沢警察官駐在所
五所川原市大字梅田字八ッ橋一〇番地

二五六番地
に、
六郷警察官駐在所
北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一番

七番地八
水元警察官駐在所
北津軽郡鶴田町大字廻堰字桂井二二番

久保三番地
号
北津軽郡鶴田町大字廻堰字桂井二二番

の
梅沢警察官駐在所
五所川原市大字梅田字八ッ橋一〇番地一
六郷警察官駐在所
北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一番地

八
水元警察官駐在所
北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井二二番
地八

「五所川原市大字松島町七丁目六二番地」を「五所川原市松島町七丁目六二

番地の一
北津軽郡金木町大字喜良市字千刈六番の
番地の一
北津軽郡金木町大

番地「に、
北津軽郡中里町大字富野字千歳一八八番
地の三
北津軽郡中里町大

北津軽郡中里町大字薄市字冲原二三番地
一四号
北津軽郡市浦村大字相内字岩井八一番地
の一〇六
を
北津軽郡中里町大
地六二
北津軽郡市浦村大
一〇六

字嘉瀬字雲雀野一七八

字喜良市字千刈二〇七

字富野字千歳一一八番
に、「柴田警察官駐在所」西津軽郡木造町大字柴田字

字薄市字玉清水二二番

字相内字岩井八一番地

玉作六四番二」を「柴田警察官駐在所」西津軽郡木造町大字柴田字玉作六四番
二

地「に、西津軽郡木造町大字豊田字千代鶴三七番」を「西津軽郡木造町大
地の二八

字豊田字千代鶴三七番

西津軽郡稲垣村大字豊川字初瀬六五番地」に、「西津軽郡木造町大字館岡字上稲
番地の二

元一七六」を「西津軽郡木造町大字館岡字上稲元一七六」に、「西津軽郡鯨
三五番地の
西津軽郡深

番地一三六

ケ沢町大字赤石町字名原二
西津軽郡鯨ケ沢町大字赤石町字名原二
三五番地二

浦町大字関字析沢九九番地の
西津軽郡深浦町大字関字析沢八四番地一
六

に、「岩崎警察官駐在所」西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五三番地」を「岩
崎警察官駐在所」西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五一番地」に、「西津軽郡鯨
一七

ケ沢町大字中村町字上山の井
西津軽郡鯨ケ沢町大字中村町字上山ノ井
一〇三番地

「上北郡横浜町字屋敷形三五番地の三」
「上北郡横浜町字屋敷形六
上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五八番地」
「上北郡六ヶ所村大字泊字

上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五八番地

上北郡六ヶ所村大字泊字

の三
 一 上北郡六ヶ所村大字平沼字一階坂二六の
 一 上北郡東北町字塔ノ沢山一番地四三番
 上北郡東北町字往來の下四二番地五号
 上北郡東北町字大平一番地

三
 一 上北郡六ヶ所村大字平沼
 地一
 上北郡東北町字塔ノ沢山
 上北郡東北町字往來の下
 上北郡東北町字大平一番

三番地一
 川原一五八番地

に、「
 十和田市大字相坂字小林六八番九号
 十和田市大字洞内字杉ノ沢六三番地二」を「
 十和田市

一番地四一三
 四二番地五
 地二二二

「
 十和田市大字米田字向町六三番地
 一 上北郡六戸町大字大落瀬字後田一九番地
 一号

「
 十和田市大字米田字向町六三番地一
 一 上北郡六戸町大字大落瀬字後田一九番地
 一 三沢市六川目六丁目
 上北郡百石町字上前

「
 三沢市六川目五丁目一〇〇番地二
 一 上北郡百石町字上前田一二五番地三
 一 三沢市大字三沢字山の神二二番地

「
 三沢市大字三沢字山の神二二番地二
 一 上北郡天間林村大字附田字塚長根四八番
 地五号
 上北郡上北町大字大浦字上久保一番地三
 二 三戸郡五戸町字熊野林二四番地の
 一 三戸郡倉石村大字中市字地獄原二七番地
 の一

「
 三沢市大字三沢字山の神二二番地二
 一 上北郡天間林村大字附田字塚長根四八番
 地五号
 上北郡上北町大字大浦字上久保一番地三
 二 三戸郡五戸町字熊野林二四番地の
 一 三戸郡倉石村大字中市字地獄原二七番地
 の一

「
 三戸郡五戸町字熊野林二四番地の
 一 三戸郡倉石村大字中市字地獄原二七番地
 の一

大字附田字塚長根四八番
 字大浦字上久保一番地三
 熊野林二四番地一
 字中市字地獄原二七番地

に、
 戸来警察官駐在所
 三戸郡新郷村大字戸来字金ケ
 三戸郡五戸町大字上市川字赤
 番地の
 八戸市大字市川町字市川八〇
 八戸市大字榑引字上川原二番
 八戸市大字新井田字市子林一
 三戸郡南郷村大字市の沢字家
 三戸郡福地村大字福田字館先
 八戸市是川一丁目二番地五
 三戸郡南郷村大字島守字中里
 三戸郡階上町大字田代字横窪
 一

沢尻七の八
 川川原八四
 番地
 地の一
 番地
 口山六番地
 一七番地一
 四九番地三
 一八番地の

を
 戸来警察官駐在所
 三戸郡新郷村大字戸来字金ケ沢三〇番地
 一 三戸郡五戸町大字上市川字赤川々原八四
 番地一
 八戸市大字市川町字古館五〇番地四
 八戸市大字榑引字上川原二番地一
 八戸市大字新井田字西ノ城一九番地
 三戸郡南郷村大字市の沢字家口山六番地
 二
 三戸郡福地村大字福田字館先一七番地一
 八戸市是川一丁目二番地五
 三戸郡南郷村大字島守字中里四九番地三
 三戸郡階上町大字田代字横窪一八番地一

「
 八戸市旭ヶ丘二丁目一番地二
 八戸市多賀台二丁目二番六号
 八戸市白銀台二丁目一〇番地の
 一七
 三戸郡三戸町大字貝守字北向下田二〇番
 地三
 三戸郡
 地一

「
 八戸市旭ヶ丘二丁目一番地
 八戸市多賀台二丁目二番
 八戸市白銀台二丁目一〇番
 三戸郡
 地一

三戸町大字員守字北向下田二〇番

に、「三戸郡田子町大字山口字道前一三番二

」を「三戸郡田子町大字山口字道前一三番地二」に、

「砂子又警察官駐在
川内警察官駐在所

所 下北郡東通村大字砂子又字大萱五番地五

下北郡川内町大字川内川内八二番地三

号

「砂子又警察官駐在所 下北郡
川内警察官駐在所 下北郡

東通村大字砂子又字高山五番地五

川内町大字川内川内八二番地三

に、「むつ市大字関根字北関根四四番の二

」を「むつ市大字関根字北関根四四番地二

」に、「下北郡風間浦村大字
三番地一号

下風呂字畑尻の下八

を「下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八

」に、「

下北郡佐井村大字佐井字八幡堂三〇番地

の一

を「下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一

六番地

」に改める。

別表第三中

「青森市大字大谷字小谷五番地の一

」を「青森市大字大谷字小谷一番地

五 「」に、

三沢空港警備派出所

三沢市大字三沢字下夕沢八三番地一九八

を 三沢空港警備派出所

三沢市大字三沢字下夕沢八三番地一九八

」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中城西警察官駐在所に係る部分については平成十三年十一月十九日から、別表第一の改正規定中五所川原駅前交番に係る部分については平成十四年三月二十日から、別表第二

の改正規定中浜館警察官駐在所に係る部分については平成十四年三月二十二日から適用する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭